

建築主の皆様の安心・安全をお守りします!

建築設計

監理業務

保証制度



一般社団法人三重県建築士事務所協会では、消費者の皆様の安心・安全を確保するため、住宅及び小規模建築物の設計及び工事監理業務の保証制度を設立し、設計事務所に安心して、建築設計及び工事監理を依頼していただける様、取り組んでいます。

お客様

設計・工事監理
契約

信頼の証

設計事務所

業務保証制度の利用

- 設計・工事監理を委託している設計事務所が、継続困難な状況になっても確実に業務の継続・完成を保証します。
- 設計・工事監理業務に係る一定の増高費用、前払い金に関する損害について保証します。
- 不測の事態で中断した設計、工事監理の業務を継続する際、それまでの業務・出来高の査定を公正に行ないます。

ご利用にあたっての条件

1. 契約する設計事務所が、(一社)三重県建築士事務所協会の会員であること。
2. 契約する設計事務所が、「日事連・建築士事務所賠償責任保険」に加入していること。
3. 上記設計事務所と制度利用等合意の上、設計または工事監理の契約を結んでいること。